

人形峠環境技術センター 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき、センターで実施した防災訓練について、その実施結果を取りまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

また、原災法に基づきその要旨を以下のとおり公表します。

当機構といたしましては、今後とも、センターの原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 報告内容 : センター 防災訓練実施結果（対象：令和 6 年度）

2. 報告年月日：令和 7 年 4 月 3 0 日

別紙：防災訓練の結果の概要（総合防災訓練）

防災訓練の項目	総合防災訓練	個別訓練
防災訓練実施年月日	令和 7 年 1 月 2 8 日	令和 7 年 2 月 2 5 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	地震の発生及び核燃料物質加工施設における火災を起因とし、警戒事態相当の事象及び放射性物質の放出により原災法第 15 条事象に至る原子力災害を想定	地震の発生及び核燃料物質加工施設における火災を起因とし、放射性物質の放出により原災法第 15 条事象に至る原子力災害を想定
防災訓練の内容	総合防災訓練 ※以下の個別訓練を組み合わせ て実施 ・要員招集訓練 ・通報連絡訓練 ・緊急時環境モニタリング訓練 ・現地対策本部内における情報共有訓練 ・現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練 ・応急措置訓練 ・自然災害に対する対応訓練 ・広報対応訓練	その他の訓練 ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

以上

防災訓練の結果の概要（総合防災訓練）

本訓練は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に基づき実施した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災中期計画に基づき、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）対象施設における緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の発生を想定し、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること及び前年度から改善を図った事項の有効性を確認することを目的とした。

2. 達成目標

（1） 現地対策本部（緊急時対策所及び現場指揮所）

- ① 現地対策本部において、本部長スタッフ又は作業班長等の主要な要員が欠席しても、代理者又は他の作業班からの人員の派遣等により、現地対策本部の機能を維持できること。
- ② 事象進展対策シートを用いて、視覚情報によりタイムリーな情報提供ができること。
- ③ 原災法事象の発生と合わせて、自然災害の発生により、人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の設備に影響を及ぼす事象が発生しても、現地対策本部構成員は、適切に対応できること。
- ④ センター内部において、統合原子力防災ネットワーク回線、機構 TV 会議システム回線、FMC 携帯回線及び FAX 回線等（以下「地上通信回線」という。）が、不調により使用できない状況においても、機構対策本部との情報共有を継続しつつ、機構対策本部－ERC 間の情報共有を支援できること。
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

（2） 機構対策本部

- ① 機構対策本部 ERC 対応ブース¹の統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。
- ② 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

3. 主な検証項目

達成目標を踏まえ、以下の検証項目を設定する。

（1） 現地対策本部

- ① 現地対策本部は、作業班長（安全管理班長、総務班長及び現場対応班長）が欠席した場合、代理者により当該作業班の機能を維持できること。また、欠員により機能の維持が困難となった場合は、他の作業班から人員を派遣する等により、当該作業班の機能を維持できること。
- ② 現地対策本部は、事象進展対策シートを用いて、応急措置のステップ毎に、作業開始・終了に関する情報を視覚情報により情報提供ができること。

¹ 統合原子力防災ネットワークシステムを介して ERC と情報共有するための専用ブース。

- ③ 現地対策本部は、原災法事象の発生と合わせて、落雷により、センターの設備に影響を及ぼす事象が発生しても、迅速に情報を整理し、視覚化して状況を説明できること。
 - ④ センター内部において、地上通信回線が不調により使用できない状況においても、他の通信設備（衛星電話、無線機）を用いて、現地対策本部、現場指揮所及び機構対策本部間で情報共有や指示、命令、報告が行えること。
 - ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。
- (2) 機構対策本部
- ① 機構対策本部ERCブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント＊」を意識したERCとの情報共有ができること。
- ＊報告内容のポイントを整理した発話例
- ② 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。

4. 実施日時及び対象施設

- (1) 実施日時
令和7年1月28日（火） 13時15分～15時30分
- (2) 対象施設
ウラン濃縮原型プラント（以下「DP」という。）

5. 実施体制、評価方法及び参加者

- (1) 実施体制
次頁に「図-1 実施体制図」を示す。
- (2) 評価方法
 - ① 評価のためのチェックリストを作成し、チェック結果を評価に活用した。
 - ② センター内外から選出した訓練モニタ及び外部機関の有識者により、第三者の視点から課題を抽出し、評価に活用した。
 - ③ 訓練参加者による反省会、訓練参加者からのコメントを評価に活用した。
- (3) 参加者

○参加人数	: 249 名
＜内訳＞	
・ 現地対策本部（緊急時対策所、消防班員）	: 65 名
・ 現地対策本部（現場指揮所）	: 144 名
・ 機構対策本部	: 34 名
・ リエゾン	: 3 名
・ 人形峠訓練コントローラ	: 3 名
○訓練評価者（訓練モニター及び外部機関の有識者）	: 6 名
○その他（人員点呼のみ参加した業者）	: 3 名

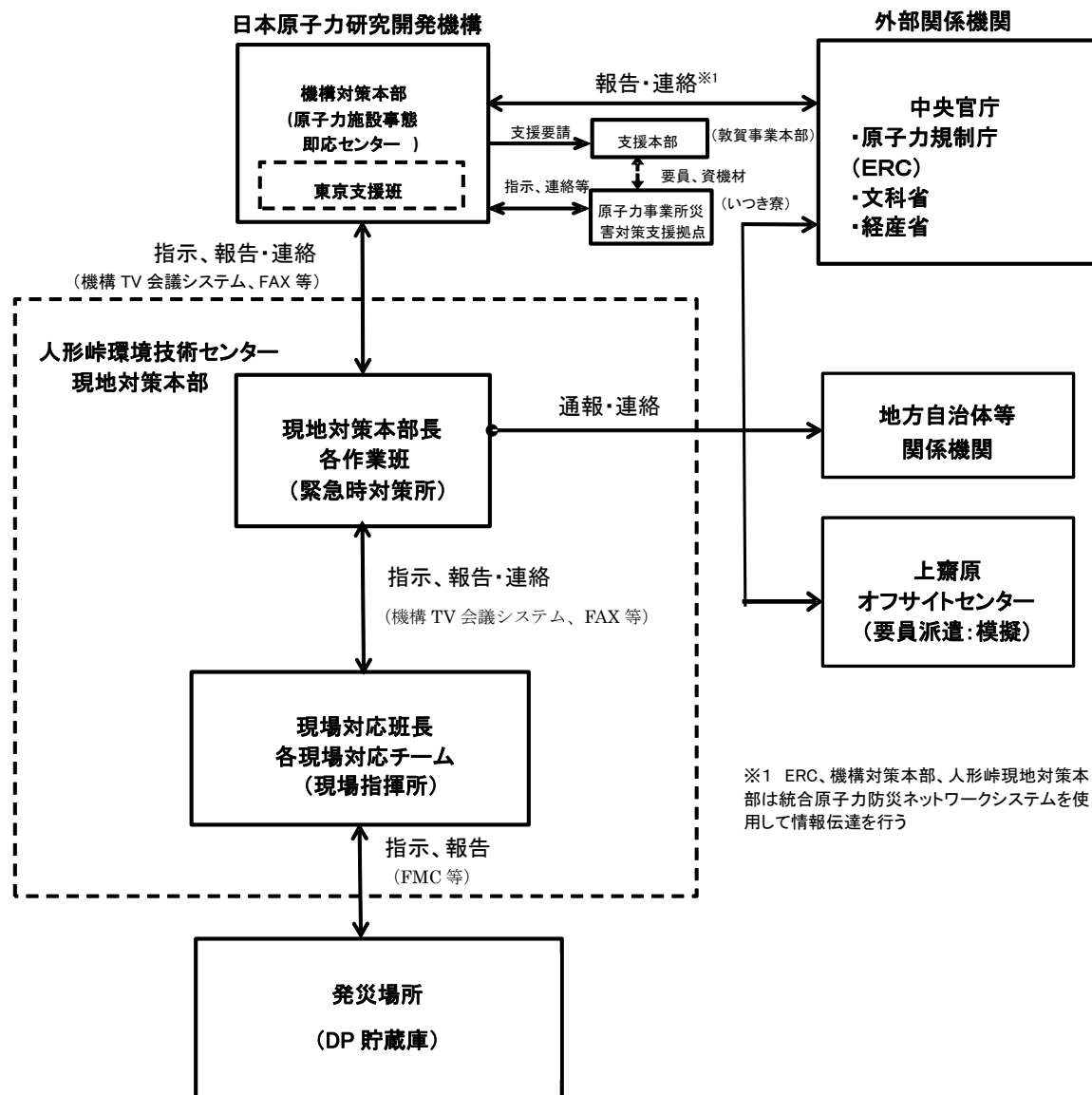


図-1 実施体制図

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

(1) 想定事象

警戒事態に該当する地震を起点として、XXXXXXXXXX（以下「DP 貯蔵庫」という。）において、六フッ化ウラン（以下「UF₆」という。）を充てんした 30B シリンダの落下によるシリンダバルブの破損及びシリンダ付近での火災発生に伴い、放射性物質の放出による施設敷地緊急事態（以下「SE」という。）及び全面緊急事態（以下「GE」という。）に進展する原子力災害を想定した。

(2) 前提条件

DP 貯蔵庫（シリンダ表面の酸化物除去及び塗装作業を実施中）

XXXXXXXXXX は核物質防護情報を含むためマスキング

(3) 事象概要

時 刻	内 容
13:15	【AL<地震発生（鏡野町で震度 6 弱）>】 ・ 30B シリンダが落下 ・ 現地対策本部の総務班長、安全管理班長及び現場対応班長は不在
13:16	・ DP 貯蔵庫で火災発生、作業員が初期消火を実施 ・ 30B シリンダバルブの破損を確認 ・ 作業員は初期消火を断念し、施設外へ退避
13:25	・ 消防班が消防車庫に集合し、出動準備を開始
13:37	・ DP 貯蔵庫屋上から黒煙の発生を確認 ・ 現地対策本部長から安全管理班にモニタリングカー配置を指示
13:38	・ 現地対策本部長から現場対応班長に、シリンダバルブ破損、火災から UF₆漏えい、外部拡散の可能性があることから、UF₆漏えい停止及び DP 貯蔵庫屋上からの外部拡散停止（建屋亀裂部養生）の異常時対応計画書の作成を指示
13:40	・ センター敷地内で落雷が発生（岡山県北部雷注意報発令中）
13:41	・ 池河地区の廃棄物貯蔵庫において、火災警報が吹鳴（現場対応班に確認の指示）
13:41	・ 消防班が DP へ移動（DP 現場対応班より火災状況確認）
13:45	・ 安全管理班の指示により製鍊転換施設駐車場（DP 風下）に配置したモニタリングカーによる環境モニタリングを開始 ・ 現地対策本部に不在だった総務班長、安全管理班長及び現場対応班長が到着
13:56	・ 消防班が DP 貯蔵庫に到着し、放水準備を開始
13:52	・ 現場対応班により廃棄物貯蔵庫の火災検知器の作動がないこと、廃棄物貯蔵庫内の火災はないことを確認、火災警報吹鳴の原因は落雷による自動火災報知設備の受信機の基板故障であることを確認（基板の交換を指示） ・ 受信機の基板交換（電源遮断）に伴い、非監視となることから、確認者による監視強化を開始
13:50	・ 製鍊転換施設駐車場において空气中放射性物質濃度（全 α 線核種）が徐々に上昇（2.0×10^{-6} Bq/cm³；通常値 1.0×10^{-8} Bq/cm³）
14:02	・ 消防班（多機能消防車）により DP 貯蔵庫外壁への放水を開始
14:05	・ 廃棄物貯蔵庫 自動火災報知設備受信機の基板交換終了
14:10	・ 廃棄物貯蔵庫 自動火災報知設備受信機の基板交換後の確認終了、通常状態に復旧
14:10	・ モニタリングカーによる環境モニタリングで空气中放射性物質濃度（全 α 線核種）1.1×10^{-5} Bq/cm³を検出
14:11	【SE05<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出>（施設敷地緊急事態）を現地対策本部長（原子力防災管理者）が判断】 ・ 現地対策本部長が上齋原オフサイトセンター要員 4 名の派遣を指示 ・ 現地対策本部長から機構対策本部にモニタリング強化のための支援を要請 ・ 現地対策本部長から警備・消防対応班長に原子力事業者災害対策支援拠点（いつき寮）における支援要員の受入準備を指示
14:12	・ DP 貯蔵庫屋上からの黒煙量の増加を確認
14:12	・ 消防班により化学消防車（泡消火剤）による DP 貯蔵庫内の消火作業を開始
14:15	・ 発表されていた岡山県北部雷注意報が解除（14:10 発表）
14:16	・ 異常時対応計画書（UF₆漏えい停止、UF₆外部拡散停止）の現地対策本部長承認
14:20	・ 地震発生（鏡野町で震度 5 強）
14:20	・ センターの地上通信回線が不調により使用不可（機構対策本部の各回線は異常なし）
14:22	・ 代替通信機器により情報共有開始 ・ 現地対策本部（衛星電話）－機構対策本部（携帯電話） ・ 現地対策本部 ERC 対応者（衛星電話）－機構対策本部 ERC 対応者（携帯電話） ・ 現地対策本部－現場対応班（無線機） ・ 現場対応班－異常時対応作業員（無線機）
14:30	・ モニタリングカーによる環境モニタリングで空气中放射性物質濃度（全 α 線核種）

	1.1×10 ⁻³ Bq/cm ³ を検出
14:30	【GE05＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞（全面緊急事態）を現地対策本部長（原子力防災管理者）が判断】
14:36	・消防班による泡消火剤を用いた DP 貯蔵庫内の消火作業終了
14:37	・DP 貯蔵庫屋上からの黒煙量が少なくなっていることを確認
14:40	・消防班により火災の鎮静化を確認（消防班により DP 貯蔵庫内の監視継続）
14:40	・各通信システム回線の復旧 ・センターの地上通信回線の立上げ ・各通信システムにより情報共有再開
14:48	・消防班（多機能消防車）による DP 貯蔵庫外壁への放水を終了
14:50	・モニタリングカーによる環境モニタリングで空气中放射性物質濃度（全α線核種）2.5×10 ⁻³ Bq/cm ³ を検出（火災の鎮静化以降、放出が収まっている）
14:52	・異常時対応計画書（UF ₆ 外部拡散停止）、建屋亀裂箇所へのシート養生の作業開始
14:52	・異常時対応計画書（UF ₆ 漏えい停止）の作業開始（建屋への立入）
14:54	・異常時対応計画書（UF ₆ 漏えい停止）、シリンダ確認結果：バルブ破損及び亀裂なしを確認
14:54	・異常時対応計画書（UF ₆ 外部拡散停止）建屋亀裂箇所へのシート養生の作業終了
14:55	・異常時対応計画書（UF ₆ 漏えい停止）、バルブへの炭酸ガス噴射終了
14:59	・異常時対応計画書（UF ₆ 漏えい停止）、バルブへの木栓打込み終了
15:00	・公設消防（6名）正門に到着
15:05	・モニタリングカーのろ紙交換終了
15:06	・異常時対応計画書（UF ₆ 外部拡散停止）、作業者の装備脱装後のサーベイ結果異常なし、体調等異常なし
15:10	・モニタリングカーのろ紙交換後の空气中放射性物質濃度（全α線核種）1.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ 通常値に戻ったことを確認
15:11	・異常時対応計画書（UF ₆ 漏えい停止）、作業者の装備脱装後のサーベイ結果異常なし、体調等異常なし
15:11	・公設消防が発災現場に到着
15:12	・現地対策本部長が、空气中放射性物質濃度が通常値に戻ったことを宣言
15:13	・公設消防が鎮火を確認（公設消防及び消防班員の身体サーベイ結果異常なし）
15:15	・今後の方針を報告 ・今後は通常の保安体制で対応することで現地対策本部を解散することを報告
15:17	・機構対策本部が、今後、通常保安体制で対応することで現地対策本部を解散することを了解
15:18	・プレス投込み文の確認修正終了
15:36	・模擬プレス予定時刻（15時45分）を連絡
15:37	・通報文最終報の発信、着信確認を行うことで訓練終了を報告

7. 防災訓練の項目

総合防災訓練

8. 防災訓練の内容

防災業務計画に基づき、現地対策本部、機構対策本部との合同による総合防災訓練を実施した。なお、訓練はシナリオ非提示型訓練として実施した。

（1）現地対策本部における訓練

- ① 要員招集訓練
- ② 通報連絡訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練

- ④ 現地対策本部内における情報共有訓練
 - ⑤ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練
 - ⑥ 応急措置訓練
 - ⑦ 自然災害に対する対応訓練
 - ⑧ 広報対応訓練
 - ⑨ その他の訓練
- (2) 機構対策本部における訓練
- ① 機構内及び ERC との情報共有訓練
 - ② 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

(1) 現地対策本部における訓練

① 要員招集訓練

<実施内容>

現地対策本部長は、震度 6 弱の地震情報を受け現地対策本部構成員を招集し、緊急時対策所に現地対策本部を設置した。現場対応班長は現場指揮所（DP A会議室及び濃縮工学施設応接室）に現場対応班員を招集した。

<評価>

現地対策本部長及び現場対応班長は、地震発生後直ちに「事故対策規則」、「緊急時対応マニュアル」及び「現場対応班活動マニュアル」に基づき、現地対策本部構成員を招集し、現地対策本部を設置できたことから適切に対応できたと評価する。

② 通報連絡訓練

<実施内容>

(ア) 連絡責任者及び現地対策本部通報連絡班は、各作業班からの情報を整理して「地震発生時に伴う連絡事項について」等の通報文を作成（計10報）し、ERCを含む関係箇所に通報文をFAXにより発信（一部の関係箇所へのメール送信含む。）するとともに、発信先への通報文の着信確認を実施した。EAL等の事象発生からERCに通報文を発信するまでの所要時間を表 1 に示す。

表 1 EAL 事象等の発生に係る通信連絡の実績

EAL 等	事象／発信資料	EAL 等の発生、判断時刻	ERC 等への FAX 発信時刻	所要時間
AL	鏡野町震度 6 弱／警戒事態該当事象発生連絡	13 : 15	13 : 25	10 分
事故トラブル発生	UF ₆ シリンダ落下、火災発生／事故等発生連絡	13 : 16	13 : 29	13 分
SE05	SE05 判断(火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の放出)／特定事象発生通報（通算第 4 報）	14 : 11	14 : 13	判断～ 2 分
GE05	GE05 判断(火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出)／特定事象発生通報（通算第 6 報）【機構対策本部から ERC へ発信】	14 : 30	14 : 33	判断～ 3 分

(イ) 通報文の記載内容に修正箇所が確認され、続報にて訂正し情報共有を図った。

- (ウ) 地上通信回線不調の間に作成した通報文（通算第6報）を地上通信回線復旧後に関係箇所へ発信した。

<評価>

- (ア) 連絡責任者及び現地対策本部通報連絡班は、「緊急時対応マニュアル」等に基づく通報文の発信について、概ね目安とする発信時間を満足した。一方、通報文の着信確認はFAX発信後、FAX機の送信記録を確認し、着信確認を行っているが、確認のタイミングが送付先の受信完了前になったことが数回あった。
- (イ) 通報文の記載内容について、判断時刻に誤記や記載内容の一部に誤解を招く記述があり続報にて速やかに訂正した。
- (ウ) 地上通信回線不調時にERCへの特定事象発生通報（通算第6報）は機構対策本部から代替発信(14:33)した。地上通信回線復旧後、現地対策本部からERCへ改めて通算第6報を再送(14:50)したが、その記載に誤り（GE05判断時刻14:30を14:11と誤記）があった。また、再送時に機構対策本部から送信した通報文の再送であることの説明を欠いたため、ERC側で通報文の確認と整理に混乱を招いた。

上記を踏まえ、通報連絡においては、概ね適切に実施できたと評価するが、以下の問題点を抽出したため改善を行う。

- ・ 現地対策本部で作成する通報文（通算第6報）を地上通信回線不調時に機構対策本部から代送した。地上通信回線復旧後に現地対策本部から当該通報文（通算第6報）をERCへ再度送付したが、通報文に誤記があり、かつ既報の再送であることの説明を欠いたため、ERC側で通報文の確認と整理に混乱を招いた。【12. (1)問題点②】
- ・ 通報文の着信確認において、確認のタイミングが数回前後したため、FAX機の送信記録を確認してから着信確認を行うことをルール化し改善を図っていく。また、通報文に誤記があったことから、正確な情報が発信できるよう時系列システム、発生状況確認シート、事象進展対策シート等を十分に確認することをルール化する。
- ・ センターの地上通信回線が不調になった場合、ERCに対しては機構対策本部を介して通報連絡することができたが、関係自治体に対しては通報連絡の方法が確保されていないことが判明したため、今後、関係箇所との通報連絡方法について検討する。

③ 緊急時環境モニタリング訓練

<実施内容>

現地対策本部長は、DP 貯蔵庫での火災発生を受け、安全管理班長に対して排気モニタ、モニタリングポスト（以下「MP」という。）及びモニタリングステーション（以下「MS」という。）の指示値の監視やモニタリングカーによる環境モニタリングを指示した。安全管理班員は、排気モニタ、MP、MS の指示値の監視及びモニタリングカーによる環境モニタリングを実施し、測定結果を定期的に現地対策本部に報告し、現地対策本部内で情報を共有した。

また、地上通信回線不調時においても代替通信機器である無線機を使用して、モニタリングカーによる環境モニタリング結果の情報共有を行った。

<評価>

安全管理班は、緊急時環境モニタリングを実施し、測定結果を定期的に報告できた。また、地上通信回線不調時も代替通信機器を使用して現地対策本部へ報告し、情報の共有ができたことから、緊急時環境モニタリング活動が適切であったと評価する。

④ 現地対策本部内における情報共有訓練

＜実施内容＞

- (ア) 現地対策本部は、事象の進展及び対応状況に係る処置状況を事象進展対策シート、図面等を活用して現地対策本部内、機構対策本部にステップ毎に情報共有を行った。
- (イ) 現地対策本部の各作業班は、現地対策本部ERC対応ブース担当者に対し、通報文、時系列及び緊急時環境モニタリング状況等の情報共有を行った。また、現地対策本部ERC対応ブース担当者は、機構対策本部ERC対応ブースからの問い合わせに対し、適時、情報提供を行った。
- (ウ) 現地対策本部、現場指揮所では、センターの地上通信回線が不調により使用できない状況においても、迅速に代替通信機器として衛星電話及び無線機を使用し、情報共有の継続を行った。

＜評価＞

- (ア) 現地対策本部の各作業班は、事象進展対策シート、図面等を活用し、事象の進展状況及び異常時対応計画に基づく処置状況を共有することができた。
- (イ) 現地対策本部の各作業班は、現地対策本部ERC対応ブース担当者へ情報共有を行い、ERC対応ブース担当者は、適切にERC対応ができたと評価する。
ただし、ERC対応ブースは情報の錯綜を防ぐため現地対策本部と間切りしており、ERC対応ブース担当者は事象進展対策状況の確認にあたり、現地対策本部スタッフ席周辺とERC対応ブース間を行き来していたことから、情報収集に時間を要することがあった。
- (ウ) 現地対策本部、現場指揮所は、センターの地上通信回線が不調となった際、迅速に代替通信機器の選定、使用して情報共有が継続されたことから代替手段が適切であったと評価する。

上記を踏まえ、現地対策本部内における情報共有が適切に実施できたと評価するが、以下の問題点を抽出したため改善を行う。

- ・ ERC対応ブース担当者は、事象の進展状況及び異常時対応作業計画に基づく処置情報等をタイムリーに入手できなかった。【12. (1)問題点①】

⑤ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練

＜実施内容＞

- (ア) 現地対策本部情報専任者及び現場対応班情報専任者は、事象進展対策シート、発生事象状況確認シート及び図面等を用いて、事象の進展状況や異常時対応計画に基づく処置状況等をステップ毎に機構対策本部に共有した。また、現地対策本部情報専任者は、適宜ブリーフィングにて事象の進展状況、処置状況等について機構対策本部に情報共有を行った。
- (イ) 現地対策本部、現場指揮所では、センターの地上通信回線が不調により使用できない状況においても、迅速に代替通信機器として衛星電話を使用し、機構対策本部及び機構対策本部ERC対応ブースへ情報共有を行った。

＜評価＞

- (ア) 現地対策本部は、事象進展対策シート、発生事象状況確認シート、図面等を用いて事象の進展及び対応状況に係る情報を機構対策本部に共有することができた。
- (イ) 現地対策本部、現場指揮所では、センターの地上通信回線が不調となった際、迅速

に代替通信機器の選定、使用することにより、機構対策本部及び機構対策本部ERC対応ブースへ共有することができた。また、機構対策本部への情報共有において、現地対策本部長の15条事象判断から機構対策本部は特定事象発生通報文を作成し速やかにERCへFAX送信することができた。

上記を踏まえ、現地対策本部と機構対策本部との情報共有について適切であったと評価するが、衛星電話使用者は、通話しながら現地対策本部の情報把握に努めていたため、補助者を就けフォローしていくよう改善を図っていく。

⑥ 応急措置訓練

<実施内容>

※本訓練では現場対応能力の向上を図るため、自衛消防組織による消火活動及び現場対応班による異常時対応計画作業（建屋亀裂箇所の養生）を実働で実施した。

- (ア) 現地対策本部長は、DP貯蔵庫の火災に対して、警備・消防対応班長に消防班の出動を指示した。警備・消防対応班長は、消防班員の装備、アクセスルートを確認し燃料取扱主任者、安全管理班長に相談・決定し現地対策本部長の了解を得て消防班長に指示した。指示を受けた消防班長は班員を指揮し、DP貯蔵庫で消火活動を行った。消火活動中、消防班長は警備・消防対応班長へ状況を逐次報告し、警備・消防対応班長は、現地対策本部内に状況報告を行った。
- (イ) 現場対応班長は、現場から収集したDP貯蔵庫の30Bシリンダ落下、落下シリンダのバルブ破損、火災発生及び黒煙発生の確認から異常時対応作業計画書（UF₆漏えい停止、UF₆外部拡散停止）の検討・作成を指示した。現場対応班長は、異常時対応計画書の現地対策本部長の承認を得たうえで、現場対応班員に異常時対応作業開始を指示し、現場対応班員は、異常時対応計画書に基づき、UF₆漏えい停止（シリンダ確認、炭酸ガス噴射による冷却及びバルブへの木栓打込み）及びUF₆外部拡散停止（建屋亀裂箇所へのシート養生）作業を行った。

<評価>

- (ア) 現地対策本部長、警備・消防対応班長及び消防班長は、UF₆漏えいのおそれを考慮し、消防班員に現場へのアクセスルート及び必要な装備を指示できた。また、消防班員は、指示内容を踏まえて消火活動を実施することができた。
- (イ) 現場対応班は、異常時対応計画書に基づき、DP貯蔵庫からのUF₆外部拡散停止（建屋亀裂箇所へのシート養生）作業を適切に実施することができた。

上記を踏まえ、異常時対応について適切な対応がとれたことから事象発生時の自衛消防班及び現場対応班の対応能力が維持されていると評価する。

⑦ 自然災害に対する対応訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部長は、センター敷地内で激しい落雷が発生し、廃棄物貯蔵庫の自動火災報知設備の警報が発報したことから、現場対応班に火災発生の有無、設備影響を確認するよう指示した。
- (イ) 現場対応班は、廃棄物貯蔵庫の確認の結果、火災ではないこと及び落雷による自動火災報知設備の故障（受信機の基板故障）であることを、図面を使用して現地対策本部に共有した。また、処置として受信機の基板の交換、交換後の確認試験及びその間、自動火災報知設備が非監視となるため現場対応班員による監視強化等について

て、情報を整理し、現地対策本部に共有した。

<評価>

現場対応班は速やかに発災現場（廃棄物貯蔵庫）に向かい、自動火災報知設備の警報発報について、現場状況（火災発生の有無、設備異常の有無）の確認を行うとともに現地対策本部に対して、図面を用いて情報共有を行うことができた。

上記を踏まえ、自然災害に対する対応について、適切な対応がとれたと評価する。

⑧ 広報対応訓練

<実施内容>

広報班長は、情報収集を行い、現地対策本部内及び機構対策本部と内容を調整したうえで、プレス発表文を作成した。また、模擬記者会見を行い、発生した特定事象について、プレス発表文に基づき発生状況や応急措置の実施状況を説明した。

<評価>

広報班長は、現地対策本部内及び機構対策本部での調整を実施し、プレス発表文を作成することができた。また、発災施設における異常時対応計画書に基づく処置状況を踏まえて、プレス発表開始時刻を調整できた。広報班員は、模擬記者会見で説明や質疑に対する応答が中断することなく進行できたこと及び質問に適切に分かりやすく説明することができたことから、プレス文作成及び記者会見に係る広報対応について適切な対応がとれたと評価する。

⑨ その他の訓練

<実施内容>

地震発生直後、現地対策本部の総務班長、安全管理班長及び現場対応班長が不在であったため、各班の第1代理者が指揮を執り、発災状況や進展状況の情報整理、班員への活動指示を行った。

<評価>

現地対策本部の総務班長、安全管理班長及び現場対応班長が不在時においても、各班の第1代理者の指揮の下で活動を行うことができ、現地対策本部は、その機能を維持することができたことから、主要な構成員の不在時においても適切な対応がとれたと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及び ERC との情報共有訓練

<実施内容>

(ア) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構 TV 会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した事象進展対策シート等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。更に、機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERC に対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。

(イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対して ERC へ提供すべき事項を指示した。機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報を ERC に対して提供した。また、機構対策本部 ERC 対応ブースは、SE/GE05

判断に伴う ERC との原災法第 10 条事象確認会議、第 15 条事象認定会議（以下「10 条・15 条会議」という。）を実施した。

- (ウ) 機構対策本部は、2 回目の地震発生により現地対策本部の地上通信回線が切断されたことを受けて、代替手段（現地対策本部：衛星電話、機構対策本部：携帯電話）による通信を確立し、情報共有を継続した。また、現地対策本部から通報 FAX が送信できない間、機構対策本部が原災法第 10 条通報を作成し ERC へ送信した。

＜評価＞

- (ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」（以下「ERC 対応マニュアル」という。）に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構 TV 会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。
- (イ) 機構対策本部 ERC 対応ブースは、「ERC 対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL 判断の根拠、収束対応戦略等の情報を ERC へ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERC との 10 条・15 条会議を遅滞なく実施できた。
- (ウ) 機構対策本部は、通常の通信回線による情報共有ができない場合においても、代替手段による情報共有を継続するとともに、原災法第 10 条通報を作成し ERC へ送信できた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・ 機構対策本部は現地対策本部との通信が衛星電話のみとなった場面で、モニタリングカーの測定結果をタイムリーに ERC へ提供できなかった。【12. (2) 問題点①】
- ・ 現地対策本部の地上通信回線が不調の場面において、機構対策本部が代わりに通報連絡した FAX 文について、地上通信回線復旧後に現地対策本部へ共有できなかった。【12. (2) 問題点②】

② 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練

＜実施内容＞

機構対策本部は、現地対策本部からの支援要請を受けて、支援本部となる敦賀事業本部に対して原子力事業所災害対策支援拠点へのモニタリングカー及び要員の派遣を要請した。モニタリングカーの準備状況については、支援本部から情報収集を行い、機構 TV 会議システムでの発話により現地対策本部へ情報提供を行った。

＜評価＞

機構対策本部は、「機構本部事故対策規則」に基づき、現地対策本部からの要請を受けて支援本部へ支援要請をするとともに、その準備状況を機構内へ情報共有できたことから、支援要請対応について習熟が図れているものと評価する。

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の原子力防災訓練（令和 5 年 9 月 19 日実施）で抽出された改善すべき事項に対する取組状況は以下のとおり。

(1) 現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 通報文に記載した火災発生時刻、公設消防への通報時刻に誤りがあった。 ＜課題＞ ① 緊急連絡を受信した際、受信内容について復唱し、確認する行為が抜けていた。 ② 公設消防への通報時刻が通報開始時刻なのか、通報終了時刻なのかが明確になっていない。 ＜原因＞ ① 速やかな第1報の作成、発信を焦る気持ちから、火災発生時刻を復唱し、発信者に確認する行為が抜けた。 ② 第1報の様式において、公設消防への通報時刻が、通報開始時刻なのか、通報終了時刻なのかが不明瞭であった。	＜対策＞ ① 連絡責任者は、第1報の記載内容について復唱し、発信者に確認することを時間内通報訓練及び時間外通報訓練を通じて徹底するよう周知した。 ② 公設消防への通報時刻は通報開始時刻とし、第1報の様式にその旨の記載を徹底するよう、関係者へ周知した。 ＜評価＞ 連絡責任者が作成した通報文には記載の誤りはなく、対策が有効であったと評価する。 【9. (1)②】 ただし、現地対策本部通報連絡班が作成した通報文に誤りがあったことから、引き続き改善を図る。【12. (1)問題点②】【継続】
・問題点② 回線の不調により機構TV会議システムが使用不可となった場合の代替手段への円滑な切り替えができなかった。 ＜課題＞ 機構TV会議システムの代替手段（①専用LTE端末回線、②携帯電話回線）への円滑な切り替えができなかった。 ＜原因＞ ① 専用LTE端末回線で使用する周波数帯の電波状態を通信会社により調査した結果、現地対策本部では、携帯電話回線で使用する周波数帯の電波の強さには問題ないものの、専用LTE端末回線で使用する周波数帯の電波が弱いことが分かった。 ② 携帯電話回線（音声会議システム）で使用するスピーカマイクの操作スイッチがタッチ式であり、使用中にスピーカマイクを移動する際、誤ってスイッチに触れ、通信が切断された。	＜対策＞ ① 専用LTE 端末回線で使用する周波数帯の電波を安定に受信できるよう、受信した電波を増幅するブースタを設置した。 ② 誤ってスイッチに触れないよう、スピーカマイクのケースを作成し、配備した。 ＜評価＞ 本項目については、対策①実施時に動作確認を行い、問題の無いことを確認した。 このことから、対策が有効であったと評価する。 また、今回の防災訓練では、機構 TV 会議システムの代替手段（①専用LTE 端末回線、②携

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
	帯電話回線)のシナリオ想定ではなく、センターの地上通信回線の通信機器が使用できない状況を付与したシナリオであったが、代替通信機器の選定し、情報共有を適宜実施できたことから、代替手段が適切であったと評価する。【9. (1)⑤】【完了】
・更なる改善事項① 発生した落雷の影響を考慮し、廃棄物貯蔵庫の自動火災報知設備の警戒区域や火災検知器、受信機の配置について、図面等で視覚化し情報共有するべきであった。 <対策> 火災警報が発報した際の視覚による情報共有ができるように、各建屋の自動火災報知設備の警戒区域や火災検知器、受信機の配置を記載した図面を緊急時対策所及び現場指揮所に配備した。	<評価> 対策の実施により、落雷発生での自動火災報知設備警報発報での現場確認結果の報告時、図面を使用し視覚化した情報共有ができたことから、対策が有効であったと評価する。【9. (1)⑦】【完了】

(2) 機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① UF₆を貯蔵するシリンダ付近で火災が発生している状況において、建屋内のシリンダの配置状況が分かる資料を用いて周辺シリンダへの影響の可能性を ERC へ説明するタイミングが遅かった。 <課題> 建屋内のシリンダの配置状況をタイムリーに共有することができていない。 <原因> 災害対策資料にシリンダの配置状況を図示した資料を含めていなかった。	<対策> シリンダに影響が考えられる事象が発生した場合は、シリンダの配置状況を含めて説明できるように、シリンダの配置状況図を災害対策資料に含めた。 <評価> 機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、シリンダの配置状況図を用いて、ERC へ火災の状況を説明することができた。このことから、改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. (2)①】【完了】
・問題点② シリンダ付近で発生した火災によるUF₆漏えいの可能性に係る対策について、事象進展対策シートを用いて進捗状況を ERC へ説明したが、事象進展対策シートにはUF₆漏えい後の対応として対策が整理されおり、シリンダ健全性確認（漏えいの有無の確認）という観点での作業内容が抜けていたため、分かりづらかった。 <課題> UF₆漏えい可能性に係る対策に関して、事象進展対策シートに整理している作業内容が分かりづらい。	

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
<原因> シリンダ健全性確認（漏えいの有無を確認）という観点での作業内容が事象進展対策シートに整理されていなかった。	<対策> シリンダ健全性確認に係る作業内容（防護具の着用～建屋への立入～シリンダの目視確認等）を当該シートに追記した。 <評価> 機構対策本部 ERC 対応ブースの発話者は、見直された事象進展対策シートを用いて、シリンダ健全性確認（漏えいの有無の確認）のための作業内容を ERC へ説明することができた。このことから、改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9. (2) ①】 【完了】

1 1. 訓練全体の評価結果

1 項の訓練目的に示す「原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること」及び「前年度から改善を図った事項の有効性の確認」については、「2. 達成目標」に対する以下の評価結果から概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

- ① 現地対策本部において、本部長スタッフ又は作業班班長等の主要な要員が欠席しても、代理者又は他の作業班からの人員の派遣等により、現地対策本部の機能を維持できること。
(主な検証項目：現地対策本部は、作業班長（安全管理班長、総務班長及び現場対応班長）が欠席した場合は、代理者により当該作業班の機能を維持できること。)

 - ・ 地震発生直後、現地対策本部の主要な要員が不在であっても、それぞれの第 1 代理者が指揮を執り、発災状況や進展状況の情報整理、班員への活動指示を行い、現地対策本部は、その機能を維持することができた。【9. (1) ⑨】

- ② 事象進展対策シートを用いて、視覚情報によりタイムリーな情報提供ができること。
(主な検証項目：現地対策本部は、事象進展対策シートを用いて、応急措置のステップ毎に、作業開始・終了に関する情報を視覚情報により情報提供ができること。)

 - ・ 現地対策本部は、事象進展対策シート、発生事象状況確認シート、図面等を用いて、事象の進展及び対応状況に係る情報を視覚化してステップ毎に情報共有することができた。
 - ・ ERC 対応ブースでは、事象進展状況及び処置状況を直接的に情報入手することが難しい配置となっており、ERC 対応ブース担当者は事象進展対策状況の確認のため、現地対策本部スタッフ席周辺と ERC 対応ブース間を行き来していたことから、全体を把握するのに時間を要することがあった。【9. (1) ④、⑤】

- ③ 原災法事象の発生と合わせて、自然災害の発生により、センターの設備に影響を及ぼす事象が発生しても、現地対策本部構成員は、適切に対応できること。
(主な検証項目：現地対策本部は、原災法事象の発生と合わせて、落雷により、センターの設備に影響を及ぼす事象が発生しても、迅速に情報を整理し、視覚化して状況を説明できること。)

 - ・ 落雷後の廃棄物貯蔵庫の自動火災報知設備の警報発報について、速やかに情報共有がされ、現場対応班からの報告で火災発生の有無、設備影響の確認ができた。また、その後の設備影響の確認及び処置対応の指示が行われるとともに現地対策本部への報告も図面を使用した情報共有を行うことができた。【9. (1) ⑦】

- ④ センター内部において、地上通信回線が不調により使用できない状況においても、機構対策本部との情報共有を継続しつつ、機構対策本部－ERC 間の情報共有を支援できること。
- （主な検証項目：センターにおいて、地上通信回線が不調により使用できない状況においても、他の通信設備（衛星電話、無線機）を用いて、現地対策本部、現場指揮所及び機構対策本部間の相互で情報共有や指示、命令、報告が行えること。）
- ・ 現地対策本部、現場指揮所では、センターの地上通信回線が不調となった際、迅速に代替通信機器の選定、使用により、機構対策本部及び機構対策本部 ERC 対応ブースに対しても情報共有の継続を行うことができた。【9. (1)④、⑤】
- ⑤ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
- ・ 「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」を参照。

（2）機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。
- （主な検証項目：機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。）
- ・ 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により事象進展対策シート等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。上記から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図れていることを確認できた。【9. (2)①】
- ② 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。
- ・ 「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

12. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

（1）現地対策本部

・ 問題点①

ERC対応ブース担当者は、事象の進展状況及び異常時対応作業計画に基づく処置情報等をタイムリーに入手できず、事象進展対策状況を逐一把握することが難しい。【9. (1)④】

<課題>

ERC対応ブースでは、事象進展状況及び処置状況を直接的に情報入手することが難しい配置となっており、ERC対応ブース担当者は事象進展対策状況の確認のため、現地対策本部スタッフ席周辺とERC対応ブース間を行き来していたことから、全体を把握するのに時間を要した。

<原因>

ERC対応ブースは、現地対策本部と間仕切りしており、ERC対応ブース担当者は直接的に現地対策本部の情報を収集することができない配置となっていた。

<対策>

ERC対応ブースに、情報共有専用のパソコンを配備し、現地対策本部内で共有される視覚情報及び発話情報を迅速に入手できるようにして事象進展対策状況を把握する。

- ・ 問題点②

地上通信回線不調時に機構対策本部から代送した通報文（通算第6報）を地上通信回線復旧後に現地対策本部からERCへ再度送付したが、通報文の記載（GE05判断時刻）に誤りがあった。また、機構対策本部から送信した通報文の再送であることの説明を欠いたため、ERC側で通報文の確認と整理に混乱を招いた。【9. (1)②】

<課題>

地上通信回線復旧後に現地対策本部から再度送付した通報文を機構対策本部からERCへ代送した通報文と照合しなかった。また、再送したものであることの識別をしていなかった。

<原因>

地上通信回線不調時及び地上通信回線復旧後における通報文の送信方法、着信確認の仕方や識別の方法等の手順を明確にしていなかった。

<対策>

地上通信回線不調時及び地上通信回線復旧後に受信側に混乱を生じさせない通報ができるよう通報文の送信方法、着信確認の仕方や識別の方法等の手順及び内容等をルール化する。

(2) 機構対策本部

- ・ 問題点①

機構対策本部は現地対策本部との通信が衛星電話のみとなった場面で、モニタリングカーの測定結果をタイムリーにERCへ提供できなかった。【9. (2)①】

<課題>

機構対策本部は、現地対策本部との通信が衛星電話のみ可能な場面において、モニタリング情報をタイムリーにERCへ情報共有できなかった。

<原因>

衛星電話を用いた情報共有において、現地対策本部の担当者から発信すべき事項が十分に定まっておらず、事故に関する情報、モニタリング情報など多岐にわたる情報を的確に収集、整理しきれなかった。また、衛星電話で得られた情報を視覚化する着意が足りなかった。

<対策>

地上通信回線不調時など、視覚情報の収集手段が限られる場合において、口頭で情報収集できるように現地対策本部の担当者が発信すべき事項を整理し、タイムリーにERCへ情報を提供できるようにルール化する。また、情報班が収集した情報を視覚化できるように、モニタリング情報やEALの該当予測情報などをグラフ化することをマニュアルに反映する。

- ・ 問題点②

現地対策本部の地上通信回線が不調の場面において、機構対策本部が代わりに通報連絡した通報文について、地上通信回線復旧後に現地対策本部へ共有できなかった。【9. (2)①】

<課題>

地上通信回線復旧時、機構対策本部が代行して通報連絡した通報文を拠点へ共有しなかった。（地上通信回線復旧後速やかに拠点へFAX文を共有し、現地対策本部内で通算第6報と

照合できれば誤った内容を発信することを防げた。)

<原因>

機構対策本部の構成員が通報文を代行して送付した後、地上通信回線復旧後に通報文を現地対策本部に共有するルールになっていなかった。

<対策>

地上通信回線不調時に機構対策本部が代行して発信した通報文は、地上通信回線復旧後に電子メール、機構内共用サーバーなどを活用して現地対策本部へ共有することをルール化する。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 訓練の目的

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）原子力事業者防災業務計画に定める原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）の機能及び原子力事業所災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を含む機構の支援体制の妥当性を確認することを目的に、人形峠環境技術センターで原子力災害が発生し、周辺環境のモニタリングについて支援要請すること想定した訓練を実施した。

2. 実施日時

令和 7 年 2 月 25 日 13 時 30 分～16 時 00 分

3. 実施評価の体制及び参加者

(1) 実施体制

【支援拠点での体制】

① 現地対策本部：安全管理班 2 名（モニタリング要員及び支援要員の汚染検査、更衣及び使用済の防護服等の仮保管）

警備・消防対応班 2 名（支援拠点の立上げ・運営）（モニター含む）

② 支援本部：敦賀事業本部 2 名（以下「支援要員」という。）

【機構内 TV 会議システム対応の体制】

① 現地対策本部：情報専任者 1 名（センター 保安管理課長対応）

② 支援拠点：現地対策本部 派遣者（警備・消防対応班員 1 名、安全管理班 1 名）

③ 支援本部：情報班 1 名（敦賀事業本部 安全・品質保証課長対応）

(2) 評価体制

訓練参加者及びモニターにより評価

(3) 参加者

(1) 項の実施体制のとおり

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

核燃料物質加工施設における火災により、管理区域外に放射性物質が放出され、施設敷地緊急事態（SE05）、全面緊急事態（GE05）へ進展する事態を想定

5. 防災訓練の項目

個別訓練（その他の訓練）

6. 防災訓練の内容

支援本部との連携訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

(1) 訓練結果の概要

- ① 警備・消防対応班員は、支援拠点に到着した支援要員に対して、センター内の発災事象及び対応状況の説明を行った。また、支援拠点の機構内 TV 会議システムの立上げ・接続を行った。
- ② 安全管理班員は、支援要員に対して放射線状況及び環境モニタリング計画を説明し、測定点に向かうよう指示した。
- ③ 支援要員は、環境モニタリングにおいて使用する資機材、必要な装備及び報告様式等を準備した。
- ④ 支援要員は、必要な装備を装着（模擬）し、現地対策本部が用意した地図（上齋原地区及び測定点までの経路、測定点の緯度及び経度情報が記載された図面）を用いて、支援本部の車両で測定点（センター東門前）に向かった。
- ⑤ 支援要員は、環境モニタリング計画に沿って環境モニタリングを行った後、支援拠点に戻り、安全管理班員に測定状況及び測定データを報告するとともに、ダストサンプラのろ紙を提供した。
- ⑥ 安全管理班員は、支援要員からの測定結果等の報告を受け、情報の整理や評価を行い、現地対策本部及び支援本部に環境モニタリング結果の報告を行った。

(2) 確認項目及び評価

① 資機材等の整備状況の確認

【確認結果】

- ・ 原子力災害対策活動で使用する手順書が整備されていることを確認した。
- ・ 支援拠点に備える原子力防災資機材が整備され、使用できることを確認した。
- ・ 安全管理班が環境モニタリングに使用するサーベイメータ、移動式ダストサンプラが準備され、使用できることを確認した。

【評価】

上記を踏まえ、原子力災害対策活動に必要な資機材は準備され、使用可能な状態に整備されていることから、資機材等の整備状況は良好であり実働も確実に対応できる状態であったと評価する。

② 環境モニタリングの実施状況の確認

【確認結果】

- ・ 現地対策本部の警備・消防対応班員及び安全管理班員並びに支援要員との間で、発災事象や放射線状況等の情報は、機構内 TV 会議システム及び電子メール等で適時に共有した。
- ・ 安全管理班から支援要員に環境モニタリング計画の共有が行われ、支援要員のモニタリングも手順通りに実施できた。

【評価】

上記を踏まえ、現地対策本部の警備・消防対応班員及び安全管理班員並びに支援要員により支援本部から派遣された支援要員との間で確実に情報共有されて

いることから、発災事象、放射線状況及び環境モニタリング計画等の共有は確実に対応できていると評価するが、以下の問題点を抽出したため改善を行う。

- ・ 環境モニタリングに必要な資機材は、災害対策の状況に応じて支援本部からも提供（持参）することになるため、センター及び支援拠点に準備されている資機材だけではなく、支援本部が保有している資機材についても予め確認しておく必要がある。
- ・ 環境モニタリングにおいて、測定後の測定者の身体及び車両のスクリーニングをその場で実施していたが、周辺環境への影響を最小限にするため発災事象の状況に関する情報、放射線状況等の情報を基にスクリーニングするエリアを区画する必要があった。

③ 昨年度の改善事項の確認

【確認結果】

環境モニタリングで使用するダストモニタ使用手順は、写真を用いてより分かり易く改訂されていた。

【評価】

上記の改訂により、環境モニタリングが円滑に実施できたことから、改善が有効であったと評価する。

8. 訓練結果の総評

支援本部との連携訓練の結果、原子力災害対策（環境モニタリング）に必要となる資機材が適切に備えられ、その機能が維持されていること、環境モニタリング計画及び手順通りに環境モニタリングが実施できたことから実働においても支援拠点での環境モニタリングが円滑に実施できるものと評価する。

なお、環境モニタリングに関する更なる改善事項として、支援本部が所有する資機材の把握、測定後のスクリーニング場所の設定について更なる改善として検討していく必要がある。

以 上